

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和4年12月13日(火)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

議案第113号 財産の処分について

議案第114号 損害賠償の額を定めることについて

4 出席委員 弓掛 元, 重信好範, 新家良和, 鈴木深由希, 伊藤芳則, 新田真一, 増田誠宏

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】中廣産業振興部長, 山西商工観光課長, 浜野商工労働・企業誘致係長

【建設部】秋山建設部長, 細美土木課長, 井場部付課長, 小林管理係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の日程及び審査の方法につきましてはタブレットの産業建設常任委員会の令和4年12月定例会のフォルダでございます。審査順の通り行いたいと思います。なお、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えております。また、十分な審査を、効率的に行っていきたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。議案第113号「財産処分について」審査いたします。

なお中継の都合上、説明及び答弁は、着座のままお願いいたします。

提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長

○中廣産業振興部長 それでは説明させていただきます。議案第113号「財産の処分について」、ご説明申し上げます。

本案は、三良坂産業団地内の2区画、2万4,410.14平方メートルを、不動産鑑定評価額に基づき、6,594万9,796円で、株式会社シンセイに譲渡することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により財産を処分することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 はい。今回進出してくださる会社っていうのは農業用資材の開発や輸入、卸売販売するという

会社なので、特段周囲の環境とか、今後の進出とか、他の区画の販売とかに影響があるとは思いませんが、念のため、そのような心配というか課題がないのか確認のためお伺いします。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 はい。今回農業用資材の卸販売の物流センター及び営業所ということで進出をいただく計画になっております。物流センターということで、大型のトラックがですね、今までに比べて交通が増えるということはあるかというふうに思っております。そういった中で我々としてもですね、維持管理には努めていきたいというふうに思っておりますし、大きく水を利用されたりというような事業計画をされておられるものではございませんので、そういったところでの簡水をご利用いただいて事業所の方がですね、使われるというふうになろうかと思いますが、そこに大きな周辺地域へ影響が出るということもないのではないかと考えております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 はい。物流センターということなんで、確におっしゃる通り大きな環境の問題ってのではないかと思います。ちょっと道路の点、大型車が通るといふ点で、今ご答弁ありましたので、その辺の対応というのが場合によっては必要なかっていうのをお伺いしたいと思います。それとあわせて、今回2区画分譲していただきましたんで、残りの区画っていうのも当然分譲していかないといけないと思うんですが、そのあたり先ほどの質問とも関わるんですが、今回物流に関する会社という部分なんですが、どのような企業に進出してもらおうと考えておられるのか、特段そういうところは考えてないのかその辺り、お伺いしたいと思います。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 はい。道路のところについてはですね、今までと比べて交通のところが増えてくることは、我々も危惧してます。そのため道路の傷みがですね、今までよりはもしかしたら早くなるということは想定してますが、そこについては市道の管理の中でですね、行っていきたいというふうに思っておりますし、地元の方からもですね、やはり子どもさんが通学路等でも利用されるというようなお話も伺ってますので、進出企業においてはですね、そういったところも安全に配慮いただくようにですね、お願いをしていておりますし、また、実際の操業にあたってはですね、今一度、そういった点もお願いといたしますか、依頼をして参る考えでおります。

それから、残り2区画の分譲というところはですね、これからまた、進めていくようにしていきたいと思っております。ただ限られた用地で決して広大というものではないところもございますし、実際に建てられるもので、どういったらいいですかね、例えば100人雇用したいと言われても、なかなか正直、三次の地に100人を、周辺からもですね、新規で雇用ができるかということになるとですね、正直申し上げて、厳しい現実もございます。そういったところもございますので、まずはこの土地をですね、今一度、周知させていただく中で、お声掛けいただくところからですね、事業者の新たな進出企業の方についてはですね、お話を重ね

ていく中で選定をしていきたいという考えでございます。

○弓掛委員長 他にありませんか。

新田委員。

○新田委員 はい。工業団地が分譲できるというのは大変喜ばしいことだと思いますが、20年近く売れずに残っていた。それが今回めでたく契約になったわけですが、どのような営業戦略を展開してなのか。偶然なのか。今後にかかることだろうと思います。あわせて、20年買い手がつかなかったちゅうのは何か課題があったのか。

それから、区画を分譲するにあたって今、道路の問題等も出ましたけど、A区画ですか、東屋があったり、アスファルト滑走路があったり、あるいは草もぼうぼう生えていたり、土地も若干、長らく放置されていたんで、そこらの土地整備、今ある建造物の撤去費用、それから取り付け道路いうんですか、8月の終わりに見た時にはもう法面から木が生い茂って、とても車が通れるような状況じゃなかったと思うんですが、そこらの整備、全体にかかる整備というか、そこらの経費は市が負担するんだろうなと思うんですが、それがどれぐらい、いや、これは購入者に負担してもらおうのか、簡易水道で大量の水量を使わなくて済む業者だというふうにお聞きした中で、簡易水道の整備はこのためにつけられたのか、いや、ちゃんともともと整備されていたのか。

最後に、これも建設部とかどうこうなるんで今道路の問題出たんですけど、物流の会社ということで大型トラックが多分出入りしていくといったときに、すぐ手前に橋がありますよね。橋梁点検の強度等、課題はないのか。以上お願いします。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 はい。まず、ちょっと質問のご回答に前後したら申し訳ございません。今回、契約に立地に至った経緯でございますけれども、これまでも市としては、いろいろと企業立地を進めていく中で、日本立地センターですね、そちらと情報共有していく中で土地の案内でありますとか、いろいろと情報をいただくことをしております。以前にはいろいろな調査研究等も委託した経緯もございます。その中でですね、福島県のこの度のシンセイさん、そちらの方と立地センターさんのご縁がある中で、中国地方の方へ物流拠点を新たに構えたいという考えがある。その中で三次市が高速道路の結節もあり、利便がいいということ、立地センターさんご存知でしたから、そういった中でまずお話をいただいた、三次市さん、こう言っておられる事業者いらっしゃいますよというお話をいただいて、そこで訪問させていただく中でですね、現地を見ていただいたりという中でご決断いただけたというのが今回の立地に至った大まかな流れでございます。平成5年度に造成が三良坂町時代に完了してこの間、土地が売れていなかったというところでございますけれども、合併前の平成15年度にですね、三良坂町において田利の工業団地であった土地をですね、三良坂交流公園ということで公園にですね、用途の変更をして行政財産に位置付けをしました。そういったことであそこがこの間、公園であったものですから、行政財産のままでは処分できないというところで公園

での活用ということで合併に至っておったところでございます。平成29年度に、三次工業団地の第三期造成分が完売したときにですね、今後三次市の企業立地をどうしていくかというところを検討、調査する中で、東酒屋の馬場池を埋め立てた産業用地にしたいというようなところも含めて、今一度三良坂の交流公園を産業団地、工業団地として販売していったらどうかということで、当時の議会の方へもですね、全員協の方で、こちらを産業団地に位置付けて販売をして参りたいというところでご報告をさせていただいたところでございます。ただその時にはすでに買い手があるわけではなかったもので、交流公園のままですね、この間はずっと引き継ぎをさせていただいて実際実現の見込みが立った時点で、今一度普通財産に戻すという手続きを、今年度の議会においてご承認いただいたという流れでございます。

それから、道路の維持管理につきましてはですね、確かに議員おっしゃる通りですね、今倒木等もございます。そこについては今後の工事にも支障が出ますので、このたびの議会において補正予算でですね、土地のA区画とB区画の必要な部分の草刈や伐採と合わせてですね、あそこが市道の田利344号線になりますので、市道の管理というところもあって、そこについてはですね、草刈等の実施をさせていただく計画でございます。それからA区画という一番手前の右側にある区画、実際に購入いただいたところにある東屋やアスファルト、確かにございます。東屋についてはですね、他の部局においてちょっと移設して使えないかというところで現在検討を進めております。それから、アスファルトについては入口部分についてはですね、工事の時に泥が出たりしないためにもですね、最終的にぎりぎりまでは残された方がいいんじゃないかなと我々ちょっと思っていますので、実際のところ処分についてはですね、新年度予算の中で対応していければどうかということではありますが、まだ細かいそのスケジュール感というのは、実際に立地をいただくシンセイさんですね、建築に伴うスケジュールの中で調整をさせていただきたいというふうに考えております。簡水につきましては、田利の工業団地を整備したいきさつの中で、もともと整備がなされていた設備というふうになっています。橋の荷重についてはですね、建設部にも確認をいたしまして、問題ないということで回答いただいております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 整備が市の方で計画されているのはよくわかりましたし、経緯も理解できました。今後さらに、その団地の売り手がつく方がよりよいわけですけども、水道というのがネックにならないかどうかっていうのは課題ではないでしょうか。その辺どのようにお考えでしょうか。

○弓掛委員長 山西課長。

○山西商工観光課長 簡水でどこまで補える事業者になるかというところもあろうかと思えます。三次工業団地に立地されておられる企業においてもですね、自社で井戸を掘られているという企業もございます。まずは土地を周知させていただく中でいろんなお話をいただく中でですね、どういうことを考えられるかその中で今の時点では、市で井戸を掘るということはちょっと明言できませんけれども、そういった部分も踏まえて、事業者さんと今後引き合いがあればですね、協議をさせていただくということになるかと思ってお

ります。今の時点で、市としてこれ以上の整備をしますということはちょっとこの場では明言できないというような状況です。

○弓掛委員長 他にありませんか。

新家委員。

○新家委員 9月定例会で、三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しましたが、今回のこの三良坂の産業団地に当該企業が進出するということが前提で変えられたんだと思うんですけども、その時に、土地取得奨励金と設備等取得奨励金について、条例を改正する中でこの三良坂の産業団地に対して市の方から、土地取得の5%と、建物及び設備投資額の5%。それぞれ奨励金として出すという、そういう内容であったと記憶しておるんですけども、今のこういう工場等設置奨励金条例の中の他の奨励金といいますかね、そのものについては、今回のこの企業に対しては適用がないのか。今まで説明をいただいた土地取得の奨励金と、設備等取得の奨励金が各5%、それ以外には奨励金はないんですか。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 その他の奨励金につきましてはですね、ここは操業して以後の話になりますけれども、工場等設置奨励金ということで、固定資産総額が1億円以上で、新規雇用、常用の労働者が5人以上いられればですね、固定資産税相当額を5年間と、それから雇用奨励金として1人当たり100万円というのが、これが三次地域全域のですね、事業者に対象になりますのでこちらの方が対象になってきます。ただ、実際に操業が開始されて以後ということになりますので、今すぐということにはならない状況です。

○新家委員 操業開始後に、それらの順位に適用すれば、工場等設置奨励金が固定資産税相当額の5年間免除されるということと、雇用奨励金として1人当たり100万円を最高額として給付できると。このたびのこの資料をいただく中で、投資額については非公開となっておりますよね。工場等設置奨励金については、評価資本額が1億円以上という規定になっておると思うんで、これについては、仮に操業後ですけども、今のところまだ適用になるかどうかというのは未定ですね、わかりませんねと。投資資本額が非公開になってますけども、1億円以上の投資があるかどうかということは、現時点でわかっておるのかどうかということと、雇用については7名という情報をいただいておりますけども、もし7名が雇用されるということになると、1人100万円、最高額として支給できると、そう理解してよろしいんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 投資額については、この奨励制度の要件を満たす金額と伺っております。ただ、詳細については控えたいということでした。ですから、工場等設置奨励金の固定資産税と、それから雇用1人当たり100万円、これは要件に該当するものというふうに考えております。

○弓掛委員長 他にございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 今回の財産処分、また企業立地にあたり地元説明会も開かれたと思いますが、市民から何

か要望等出たのか。わかれば教えてください。

○弓掛委員長 山西商工観光課長。

○山西商工観光課長 地元説明からさせていただいたときにですね、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり交通量が変わるところで、非常に不安も感じておられるというところがありました。特に大型車両についてはですね、幹線道路を通行していただきたいと、地区内の方の狭い道をですね、通られることは避けていただきたいということがありましたので、こちらについては企業さんの方へもですね、シンセイさんの方へもお伝えをさせてもらっているところです。それと、先ほどありました通学路の関係で、横断歩道ができればというようなところもありましたので、警察の方にはそういった要望もですね、お伝えをしている状況でございます。また、地元の中でですね、企業さんともお話ができる場が欲しいというようなこともございました。もともと立地に向けてはですね、地元とのお話をということも市からもお願いしながら、前向きな返答いただいておりますので、そういったご要望について地元からのご要望としてあわせてお伝えしておりますので、時期を見てまたそういった会を開催させていただきたいというふうに考えております。

○弓掛委員長 ちょっと私の方から1つ。今回の案件は購入していただくので、リスクとしては非常に少ないと思うんですけども、一応やっぱりいろんな面でですね、その企業の内容とか信用調査についてはどのようにされたのかちょっとお伺いします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 今回の立地企業の信用調査等でございますけど、まず1点は民間の信用調査会社、その経営状況なり、今後の将来性といったところの調査をしております。また、このシンセイさんの過去3年間の決算書を見させていただいて、これにつきましても会計士の方で分析をさせていただいております。さらには県の方もですね、立地にあたっての経営分析ということで県の方でもそういった経営分析をされております。それらを総合的に勘案して、問題ないという企業という分析をしております。

○弓掛委員長 ありがとうございます。安心しました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第113号の審査を終わります。産業振興部の皆様、ありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入れ替え)

○弓掛委員長 次に、議案第114号「損害賠償の額を定めることについて」審査を行います。

提案理由の説明を求めます。

秋山建設部長。

○秋山建設部長 議案第114号「損害賠償の額を定めることについて」、ご説明申し上げます。

本案は、令和4年9月3日に、三次市三次町129番地1、店舗駐車場で発生した公用車による物損事故の損害賠償額につきまして、相手方と協議を行った結果、示談が調い、その損害賠償額を地方自治法第96条第1項第13号の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。

事故の概要ですけれども、猫の死骸があると通報を受けて職員が公用車で現地へ向かったとき、動物の死骸が店舗駐車場前の歩道にあり、道路上は交通量が多く停車できないため、店舗駐車場へバックで進入中、駐車してあった乗用車の左前部へ、公用車の左後部が接触し、ヘッドライトやフロントバンパーなどを損傷したものです。駐車中の車であったため、過失割合が三次市が10割となります。通常、動物死骸の処理は複数人で対応していますが、当日は土曜日で小動物ということもあり、1人で対応させたものです。再発防止として複数で対応し、後方確認を同乗者とともに行うことが必要、さらに交通安全研修を受講させることが必要と考えております。以上で議案第114号に係る説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新田委員。

○新田委員 公用車事故に係る損害賠償についての資料をお願いしたところ、令和2年、令和元年、それぞれ2件ずつ、建設部が直接ここにはないんですが、ここに出てこない30万円以下の事故ですよ。それは、建設部においては思い出される限りで結構ですから、1～2年でも3年でも何件かあったのかなかったのか、そこらはどうなんでしょう。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 専決処分ができる30万円以下の事故、これについては、議会でも報告が必要になっておりますので、すべて議会にも報告をしております。ちなみに令和3年度については、損害賠償に係る事故はございませんでした。以上です。

○弓掛委員長 他にございませんか。

増田委員。

○増田委員 先ほど事故について、損害賠償が発生した場合に専決処分、当然そりゃあると思うんですけど、逆に自損事故の場合は損害賠償発生しない場合もあるので報告ないと思うんですけど、そういう自損事故等は発生している状況はなかったのか。なかったらいいと思うんですけど。

それとあわせて、今回全部保険適用なので市の損害は実質的には発生しないんですが、それぞれの車両や保険かけてるということをお伺いしてるんですが、この保険料、次年度以降保険料について影響がないのかお伺いします。それともう1つ、今回公用車の事故だったので保険とかしっかりかけてあると思うんですが、建設部がどのようにされてるのかちょっとわからない部分はあるんですけど、他の部署だと私用車、自家用車ですね、自家用車を使う部分もあるというふうにお伺いしたんですが、そのあとに任意保険の確認など、私用車を使用している場合があるんでしたら、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 損害賠償でない自損事故でありますけども、これも年間数件ございます。令和3年度で言いますと、自損事故、公用車による自損事故は3件ということを知っております。それから、保険料でございますけども、次年度の保険料も変わることはございません。それと、私用車を使用する場合もございます。特にこれについてはですね、公用車が配置されていない部署、それとか合理的な理由により、公用車を使用できないとき、身体の障害を有するとか、公用車を使用できない。運転免許の条件に該当するものとか、こういった場合には、私用車を使用する場合があります。特に保育所の現場には、これがあります。この私用車を運転する場合には、まず保険の加入が必ず必要で、許可を受けて使用することになります。その許可は所属長にですね、そのたびに旅行命令により行うことというふうに規定がされております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 自損事故について3件あるってことだったんで、こちらの方もしっかり運転講習、安全研修ですね、されるってことだったんで、その辺は自損事故もないようにご注意くださいと思います。また私用車について保険加入とか確認してるってことなんで、これについては理解しました。保険料について影響ないということはわかったんですが、将来に向けての金銭的な損害もないんですが、事故を起こした責任っていうのはあると思うんですが、今回の事故については自損事故、人身事故でないんで、どうこうって言うわけじゃないんですが一般的にこれ事故を起こした場合等の場合、処分等あり得るのか、お伺いします。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 事故等による処分の対象ですけども、事故の状況とか相手方の損害の程度にもよりますけども、処分された事例は過去にあるというふうに聞いております。

○弓掛委員長 他にございませんか。

新家委員。

○新家委員 今回は、建設部の担当のところの事故なんですけども、これ建設部ということじゃなくて、全庁的、支所も含めてですね、すべてに関連することなんですけども、先ほど質問にも出ましたように、専決処分を含めた事故というのは、過去さかのぼってみると毎年相当数発生するわけですよ。議会からも過去に職員の指導も含めて対策をとということを厳しく言ったこともありますけども、その中の市側の答弁の1つに、乗車させるときには必ず複数人でさせると。1人が安全確認に回るというようなことも対策として聞いておるんですが、このたびは、たまたま建設部の今の答弁は、土曜日の休みであったということと、小動物であったことから1人でさせた。結局、市側が今まで回答として、再発防止のために、その1つとして複数人での乗車を義務づけるということを言っておきながら、今回はそれも守れてないわけでしょ。ですから、市が言ってきたる公用車の事故に対する取組というのは、私は極めて甘いと思うんです。例えば今回でも複数人でおれば、バックをして衝突するということは防げたかもわからんですよね。ですからね、そういったことをして、結局、保険ですべてが処理できる。保険料は翌年度上がっていかない。これは市が管理してる保険の



ところがそういうシステムになってるんでしょうけども。ただ私が心配するのは、市の責任においてそういう事故が発生したとき市民が受ける感情ですよ。行政は何をやっておるんだというね。むしろ仕事でありながらそういう事故をたびたび発生させるいうその市民感情の方が、私は非常に心配するんですが、教育をすることをおきながら、私はおそらくね、そんなに本気にしてないんだと思うんですよ。行政の立場として市の職員を、そういった事故を発生させないために、監督指導していくその姿勢が、極めて不十分じゃないかと思う。これは建設部に言ってもしょうがないんですけども、どうもそういう印象を受けるんですね。専決処分の事故も含めて、これは側溝のグレーチングの跳ね上がりとか、なかなか対策できないことあるんですよ。あるんですけども、今回のような事故も結構あるわけです。ですからそういう面での職員の指導、さっき少し出しましたけども、職員に対する例えば考課査定の問題も含めてね、どういったようにされとるんか。どうもその辺がなかなか理解できないんですけども、その辺の取組については、建設部としてどのように受けとめておられますかね。

○弓掛委員長 秋山建設部長。

○秋山建設部長 市全体の交通安全対策ですけども、まず、安全運転技術研修会、これについては新規採用職員、それから前年度公用車で事故を起こした職員、これを毎年行っております。それからトライザーセーフティ広島の参加、5人チームですけども、これの参加の取組は、安全運転実践通知、運転免許証の確認、これは所属長が職員に対して交通安全の実践をするように口頭で指導したり、免許証の確認をしたりして、それから、広島県主催の安全運転研修会、これは希望者ですけども、これの参加等々で、市全体としては交通安全対策をしてるわけですけども、そうは言いますが、先ほど言われた通り、公用車による事故というのが、毎年数件起きてる中で、やはり気の緩みがあったりとかいった部分、それからまた、市民感情への影響、確かに負担がないとかそういった気が、事故したくてするわけではないんですけども、やはりそういった、やっぱり気を引き締めるといのは非常に大切だと思いますので、建設部に限らず、市全体での安全運転の取組というのは、確実に進めていかなくてはいけないというふうに考えております。

○新家委員 今回、その建設部の判断として、部長判断かどうかわかりませんが、複数人、2人で公用車を乗車させるという今までの指導に対して、その1人でさせたという、その判断については先ほど説明があった小動物であったということと、休日だったということ。それじゃあいつまでたっても守れませんよね、そういう判断を。勝手に判断されたんか、それとも、庁内でも大体そういうような雰囲気、各部署がやっておるのか。その辺についてはどうなんですかね。

○弓掛委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 私どもの土日のですね、非常に小動物とかですね、鹿、猪、週にですね、だいたい1日あたり3回ほど電話かかってくるんですけども、やはり職員の確保というところですね、できれば2人でですね、対応していただきたいところではあるんですけども、やはり人を集めるときにですね、やっぱり連絡が取りづらいんで、今実際に今私のところに電話かかってくるんですけども、各職員を一応あたって、出れる人は

出てくれということで頼んでるんですけども、2人、3人というところで非常に今厳しい状況であります。やっぱり市民からですね、至急ですね、すぐ対応して欲しいということもありまして、やはり市街地へ住んでる方を主にですね、やっぱりどうしても呼びかけるような形になってます。そういったところで、小動物については、確かに委員さん言われるように2人でやれば一番いいんですけども、今現在、正直言ってですね、小動物については1人で対応していただいている状況ではあります。時にはですね、やはり職員がやっぱり電話連絡取れないときについては、私自身がですね、実際に取り行ったりということもあります。というところで、できれば今後はですね、やはりこういう事故をなくすという意味では、2人体制にですね、していかなければならないと考えております。以上です。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 今、その2人体制でやりなさいということ、それぞれ取り決めて、全庁で意思統一しとるんじゃないんですか。2人そろえば2人でやり、1人だったら1人でもいいという、そういう取り決めなんですか。私が理解しとるのは、今まで事故があった時の対策として、必ず公用車の運転は2人でさせますという答弁だったんですよ。でもそれが今、やっぱりできないんですよ。ということは、その2人で乗るということを義務づけても意味がないということです。それだったら、他の方法を考えていかないかん。もちろんその職員が、特に休みの日なんかは難しいというのはわかります。それだったら、今取り決めておる、その庁内の合意というのは結局駄目なわけですよ。2人体制がとれないわけですから。それにかわる対策というのはどうあるべきかということ、今度全庁的に考えてもらわんといかんと思うんです。難しい問題かもわかりませんが、先ほど言いましたように、やっぱりこういう事故が起きるとね、市民の見る目が、市に対して、ものすごくマイナスイメージになるんです。ですからそういったことを是非とも避けるためにも、2人体制がとれないんだったらそれにかわる新しい何か、事故を受けない対策を、是非とも考えていただくように、これは全庁的にお願いしたいと思います。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ないようでしたら、以上で議案第114号の審査を終わります。建設部の皆様、ありがとうございました。

(執行部退室)

○弓掛委員長 それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論採決を行います。

これより、議案第113号「財産の処分について」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第113号を採決いたします。本案は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号「損害賠償の額を定めることについて」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認めこれをもって討論を終結いたします。

これより、議案第114号を採決いたします。本案を、原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で、採決を終わります。

次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。なお、ご意見は議案審査に関係するものとしてください。付すべきご意見はございませんか。

新家委員。

○新家委員 先ほどの質疑の中から、委員長、副委員長で判断してください。

○弓掛委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それではお諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ではそのようにさせていただきます、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて産業建設常任委員会を閉会といたします。

委員の皆様、ご苦労さまでした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年12月16日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元